

東彼杵町の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

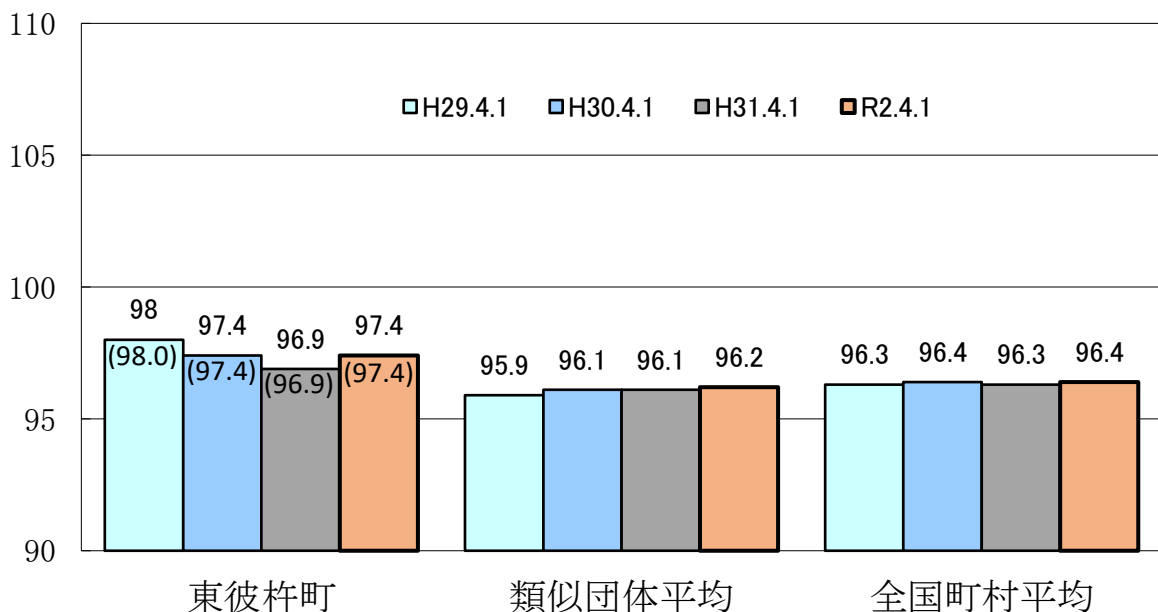
区分	住民基本台帳人口 (令和2年1月1日)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 平成30年度の人件費率
令和元年度	人 7,850	千円 4,777,593	千円 134,976	千円 669,542	% 14.0	% 14.0

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 A	給与				一人当たり 給与費 B/A	(参考) 類似団体平均 一人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
令和元年度	人 71	千円 260,967	千円 44,046	千円 103,760	千円 408,773	千円 5,757	千円 5,561

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
2 職員数は、令和元年4月1日現在の人数である。

(3) ラスパイレス指数の状況



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。
2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。
3 () 書きの数値は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指す。地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数。

(4) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】 国の給与制度の総合的見直しにおいては、棒給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

① 給料表の見直し

[実施 未実施]

(給料表の改定実施時期) 平成27年4月1日

(内容) 一般行政職の給料表について、国の見直し内容を踏まえ、平均2%の引き下げ改定を行った。高齢層職員については、55歳以上の昇給停止措置を行っている。激変緩和のため、3年間(平成30年3月31日まで)の経過措置を実施。

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況(令和2年4月1日現在)

① 一般行政職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
東彼杵町	42.4 歳	315,000 円	371,000 円	- 円
長崎県	43.7 歳	321,668 円	399,311 円	356,031 円
国	43.2 歳	327,564 円	- 円	408,868 円
類似団体	41.3 歳	303,212 円	348,216 円	327,886 円

(注) 1 「平均給料月額」とは、令和元年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。また、「平均給与月額(国ベース)」は、比較のため国家公務員と同じベースで(=時間外勤務手当等を除いたもの)で算出している。

(2) 職員の初任給の状況(令和2年4月1日現在)

区 分		東彼杵町	長崎県	国
一般行政職	大 学 卒	182,200 円	182,200 円	182,200 円
	高 校 卒	150,600 円	150,600 円	150,600 円
技能労務職	高 校 卒	148,000 円	148,000 円	—
	中 学 卒	133,900 円	133,900 円	—

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況（令和2年4月1日現在）

区分		経験年数10年（10年以上15年未満）	経験年数20年（20年以上25年未満）	経験年数25年（25年以上30年未満）	経験年数30年（30年以上35年未満）
一般行政職	大学卒	276,900円	362,400円	386,200円	395,400円
	高校卒	—	356,200円	363,500円	358,100円

※職員数が少ないため、5年区切毎の平均値を記載

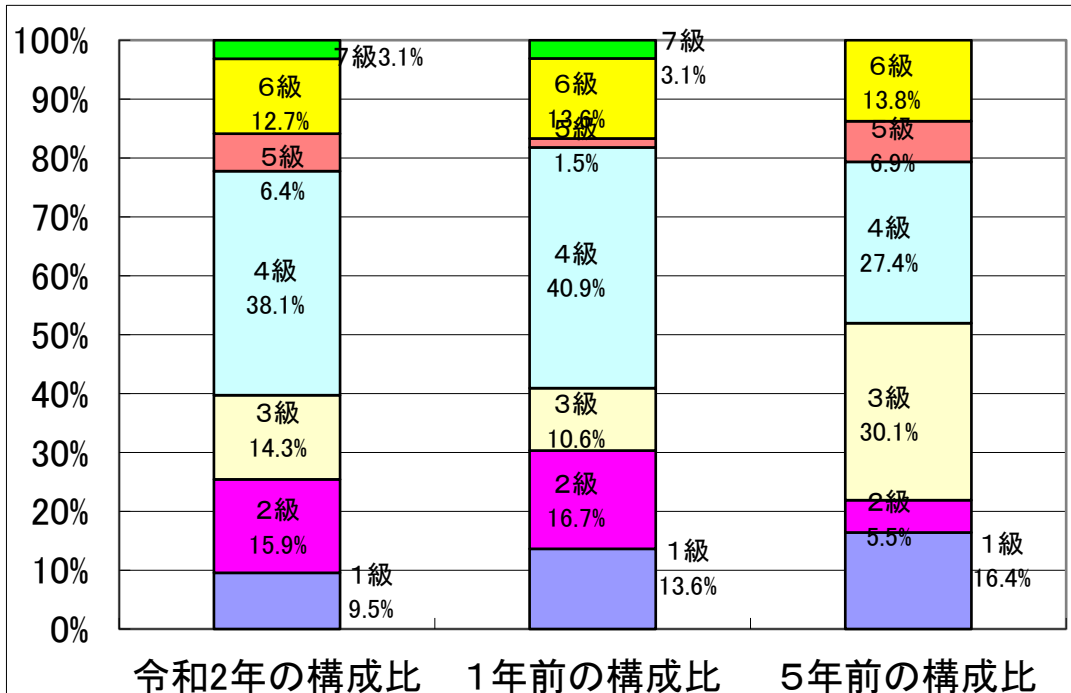
3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数の状況（令和2年4月1日現在）

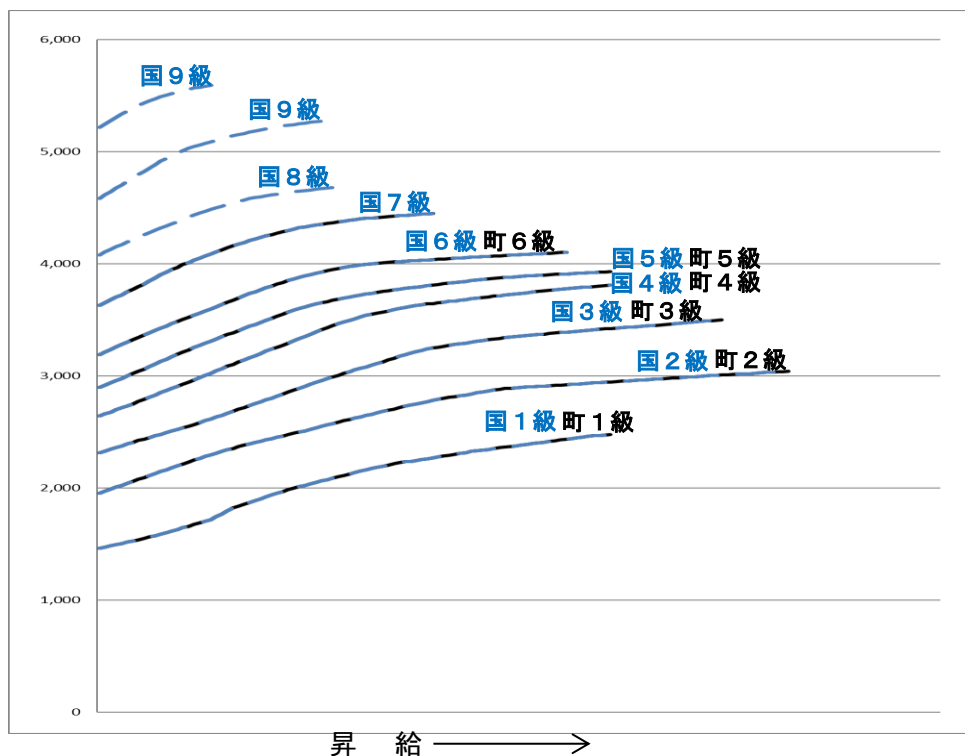
区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号級の給料月額	最高号級の給料月額
1 級	主事、主事補、技師、技師補の職務	6 人	9.5 %	146,100 円	247,600 円
2 級	高度の知識又は経験を必要とする主事、技師の職務	10 人	15.9 %	195,500 円	304,200 円
3 級	主査、係長の職務	9 人	14.3 %	231,500 円	350,000 円
4 級	高度の知識又は経験を必要とする係長、参事補の職務	24 人	38.1 %	264,200 円	381,000 円
5 級	課長補佐、参事の職務	4 人	6.4 %	289,700 円	393,000 円
6 級	課長、局長、次長、所長、支所長（以下「課長等」という。）の職務	8 人	12.7 %	319,200 円	410,200 円
7 級	高度な知識経験を必要とし、理事に任命された課長等の職務	2 人	3.2 %	362,900 円	444,900 円

(注) 1 東彼杵町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。

2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(2) 国との給料表カーブ比較表（行政職（一））（令和2年4月1日現在）



(3) 昇給への人事評価の活用状況

令和2年4月2日から令和3年4月1日までの運用		管理職員		一般職員	
イ 人事評価を活用している					
活用している昇給区分		昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
上位、標準、下位の区分					
上位、標準、区分					
標準、下位の区分					
標準の区分のみ（一律）					
□ 人事評価を活用していない		○		○	
活用予定時期		令和4年度		令和4年度	

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

東彼杵町	長崎県	国
1人当たり平均支給額（令和元年度） 1,461 千円	1人当たり平均支給額（令和元年度） 1,746 千円	—
(令和元年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 (1.45) 月分 勤勉手当 1.90 月分 (0.90) 月分	(令和元年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 (1.45) 月分 勤勉手当 1.90 月分 (0.90) 月分	(令和元年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 (1.45) 月分 勤勉手当 1.90 月分 (0.90) 月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5% ・管理職加算 10%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5%～20% ・管理職加算 10%～20%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5%～20% ・管理職加算 10%～25%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

○勤勉手当への人事評価の活用状況

令和2年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ 人事評価を活用している				
活用している成績率	昇給可能な成績率	昇給実績がある成績率	昇給可能な成績率	昇給実績がある成績率
上位、標準、下位の成績率				
上位、標準の成績率				
標準、下位の成績率				
標準の成績率のみ（一律）				
ロ 人事評価を活用していない	○		○	
活用予定時期	令和4年度		令和4年度	

(2) 退職手当（令和2年4月1日現在）

東彼杵町			国		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度額	47.709 月分	47.709 月分	最高限度額	47.709 月分	47.709 月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置（2%～20%加算） 役職に応じた調整額の加算有り		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置（2%～45%）	
1人当たり平均支給額	自己都合 0 千円	勸奨・定年 27,600 千円			

(3) 地域手当（令和2年4月1日現在）

支給実績（令和元年度決算）		91 千円	
支給職員一人当たり平均支給年額（令和元年度決算）		91,000 円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員	一般行政職の制度（支給率）
長崎市	3 %	1 人	3 %

(4) 特殊勤務手当（令和2年4月1日現在）

支給実績（令和元年度決算）	14 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額（令和元年度決算）	2,800 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合（令和元年度）	7.0 %		
手当の種類（手当数）	3		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
町税等徴収手当	町税吏員	町税等の臨戸訪問による徴収	一日につき400円
伝染病防疫作業手当	伝染病防疫に従事した者	伝染病防疫	一日につき600円
行旅病人、死亡人取扱手当	取扱いに従事した者	行旅人、死亡人取扱い	行旅人1回600円、死亡人1400円

(5) 時間外勤務手当

支給実績（令和元年度決算）	20,082 千円	
職員1人当たり平均支給年額（令和元年度決算）	283 千円	※普通会計決算職員数で除したもの
支給実績（30年度決算）	19,517 千円	
職員1人当たり平均支給年額（30年度決算）	271 千円	※普通会計決算職員数で除したもの

(6) その他の手当（令和2年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績（令和元年度決算）	支給職員1人当たり平均支給年額（令和元年度決算）
扶養手当	扶養親族のある職員に対して支給 ・配偶者 6,500円 ・配偶者以外 満22歳までの子 10,000円 その他 6,500円 ・16歳～22歳までの子は5,000円加算	同	-	8,505 千円	250,147 円
住居手当	・月額12,000円を超える家賃若しくは間代を支払っている職員に最高27,000円までの手当を支給	同	-	5,107 千円	300,412 円
通勤手当	・マイカー等の交通用具利用者には、通勤距離に応じて2,000円から31,600円まで支給	同	-	3,890 千円	82,766 円
管理職手当	・管理又は監督の地位にある課長等に月額40,000円を支給	異	国は棒給表別、職務の級別、俸給の特別調整額の区分別に定められた額	5,280 千円	480,000 円
管理職特別勤務手当	・管理職手当を支給する職員に対し、勤務1回につき6,000円～9,000円	異	国は官職等に応じ6,000円～18,000円	348 千円	31,636 円

※（4）～（6）については、普通会計決算による。

5 特別職の報酬等の状況（令和2年4月1日現在）

区 分		給 料	月 額	等
給 料	町 長	552,000 円	(参考) 類似団体における最高/最低額	
		(690,000 円)	870,000 円/	396,000 円
	副 町 長	456,000 円		
		(570,000 円)	653,000 円/	360,000 円
	議 長	260,000 円		
報 酬		(円)	432,000 円/	200,000 円
	副 議 長	216,000 円		
		(円)	316,000 円/	168,000 円
期 末 手 当	市 区 町 村 長	(令和元年度支給割合)		
	副 町 長	3.35	月分	
退 職 手 当	議 長	(令和元年度支給割合)		
	副 議 長	3.35	月分	
	議 員			
退 職 手 当	市 区 町 村 長	(算定方式)	(1期の手当額)	(支給時期)
	副 町 長	給料*500/100*4年	13,800,000	各期毎
		給料*300/100*4年	6,840,000	各期毎
	備 考			

- (注) 1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額である。
 2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

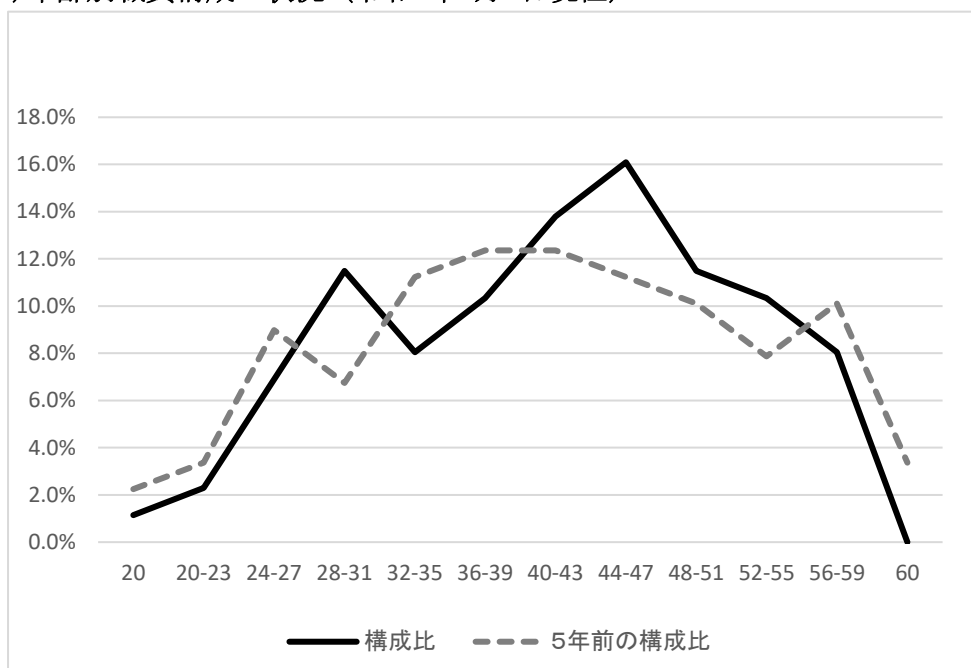
(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

分	区	職 員 数		対前年 増減数	主 な 増 減 理 由
		令和2年	令和元年		
普 通 会 計 部 門	一 般 行 政 部 門	62	61	1	人事異動による増
	計	62	61	1	<参考> 人口1万人当たり職員数 78.98 人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 110.29 人)
	教 育 部 門	9	10	△1	人事異動による減
	消 防 部 門	0	0		
	小 計	71	71		<参考> 人口1万人当たり職員数 90.44 人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 132.73 人)
公 営 企 業 計 等 部 門	簡 易 水 道 事 業	5	5		人事異動及び会計部門の異動による増減
	下 水 道 事 業	4	5	△1	
	そ の 他 事 業	7	6	1	
	小 計	16	16	0	
	合 計	87	87	0	<参考> 人口1万人当たり職員数 110.82 人
		[102]	102	[0]	

- (注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。(教育長を除く)
 2 []内は、条例定数の合計である。

(2)年齢別職員構成の状況（令和2年4月1日現在）



区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	1人	2人	6人	10人	7人	9人	12人	14人	10人	9人	7人	0人	87人

(3)職員数の推移

部門別	年度	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	過去5年間の増減数(率)	
								増減数	率
一般行政		61	62	61	62	61	62	1	1.6
教育		12	10	10	10	10	9	▲3	△25.0
消防		0	0	0	0	0	0	0	-
普通会計計		73	72	71	72	71	71	▲2	△2.7
公営企業等会計計		16	16	16	15	16	16	0	0.0
総合計		89	89	89	88	87	87	▲2	△2.2

7 公営企業職員の状況

(1) 上水道事業

① 職員の給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は実質収支	職員給与費 B	総費用に占める職員給与費 比率 B/A	(参考) 28年度の総費用に占める職員 給与費比率
	千円	千円	千円	%	%
令和元年度	205,771	20,416	25,504	12.4	12.8

区分	職員数 A	給与費				一人当たり給与費 B/A	(参考) 市町村 平均一人当たり 給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
	人	千円	千円	千円	千円	千円	千円
令和元年度	5	12,845	1,328	5,220	19,393	3,878	5,757

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
2 職員数は、30年3月31日現在の人数である。

② 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（令和2年4月1日現在）

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
一般行政職	42.4歳	335,400円	479,750円
企業職	38.9歳	311,025円	323,167円

- (注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

東彼杵町上水道事業		東彼杵町（一般行政職）	
1人当たり平均支給額（令和元年度） 1,044 千円		1人当たり平均支給額（令和元年度） 1,461 千円	
(令和元年度支給割合)		(令和元年度支給割合)	
期末手当 2.60 月分 (1.45) 月分	勤勉手当 1.90 月分 (0.90) 月分	期末手当 2.60 月分 (1.45) 月分	勤勉手当 1.90 月分 (0.90) 月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5% ・管理職加算 10%		(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5% ・管理職加算 10%	

- (注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当（令和2年4月1日現在）

東彼杵町			東彼杵町（一般行政職）		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度額	47.709 月分	47.709 月分	最高限度額	47.709 月分	47.709 月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置（2%~20%加算） 役職に応じた調整額の加算有り		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置（2%~20%加算） 役職に応じた調整額の加算有り	
	自己都合	勸奨・定年		自己都合	勸奨・定年
1人当たり平均支給額	0 千円	0 千円	1人当たり平均支給額	0 千円	27,600 千円

ウ 地域手当（令和2年4月1日現在）

支給実績なし

エ 特殊勤務手当（令和2年4月1日現在）

支給実績なし

オ 時間外勤務手当

支給実績（令和元年度決算）	794 千円
職員1人当たり平均支給年額（令和元年度決算）	159 千円
支給実績（30年度決算）	718 千円
職員1人当たり平均支給年額（30年度決算）	144 千円

（注） 1 時間外勤務手当には、休日勤務分を含む。

カ その他の手当（令和2年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績（令和元年度決算）	支給職員1人当たり平均支給年額（令和元年度決算）
扶養手当	扶養親族のある職員に対して支給 ・配偶者 6,500円 ・配偶者以外 満22歳までの子 10,000円 その他 6,500円 ・16歳～22歳までの子は5,000円加算	同	-	300 千円	300,000 円
住居手当	・月額12,000円を超える家賃若しくは間代を支払っている職員に最高27,000円までの手当を支給	同	-	80 千円	80,100 円
通勤手当	・マイカー等の交通用具利用者には、通勤距離に応じて2,000円から31,600円まで支給	同	-	37 千円	18,300 円
管理職手当	・管理又は監督の地位にある課長等に月額40,000円を支給	同	-	0 千円	円
管理職特別勤務手当	・管理職手当を支給する職員に対し、勤務1回につき6,000円～9,000円	同	-	0 千円	円